# 大学発新産業創出基金事業

令和6年度

早暁プログラム

ステージ1

公募要領

公募期間

申請締切 令和6年10月31日(木)正午



スタートアップ・技術移転推進部

令和6年9月

# 早暁プログラム プログラムオフィサーからのメッセージ

# チームアップによってイノベーションを創り上げていく実現と喜びを

日本国内の大学で培われ、世界に革新をもたらす可能性のある科学技術が多くある中で、その技術をビジネスに仕立てていく事業化人材が不足していることが、一つの課題となっています。

一方、この事業化人材には、サイエンス・技術を理解し、権利・利害関係を調整し、資金を調達し、チームをつくり、潜在顧客・顧客の声を聞きながら製品・サービスとしての磨きをかけ、技術からビジネスとして収益を生み出していくことが求められます。いわば、経営の総合格闘技であり、これらの能力を身につけるには、実践が最大の方法と思います。ただ実践すること自体、簡単なことではありません。

そこで、このプログラムでは、これら多岐にわたる活動を実践し、事業化の実現を成し遂げた第一線で活躍する起業家・投資家等がメンターとなり、メンターの経験に基づく助言を個別に直接受けながら、事業化を目指すことができるという、現時点、とても稀有で、また、高い可能性をもったプログラムとなっています。

是非、このプログラムを通じて、大学の研究成果を用い、また、メンターを含む強力なチームをつくり、 世に革新をもたらす大きな事業を構築していくチャレンジを楽しんで頂けたらと思います。

大学発新産業創出基金事業 早暁プログラム プログラムオフィサー 古川 尚史

# 早暁プログラム 公募概要

#### (1) 全体概要

大学等発スタートアップ創出に向けて、ビジネス視点を持つ事業化人材が、起業経験や投資経験等を有するメンターによるメンタリングを受けながら、自らが描いた事業化構想を実現させるために大学等の技術シーズを探索し、研究者とチームになってビジネスモデルのブラッシュアップと研究開発を推進し、次のフェーズ(大型ギャップファンド等)への移行を目指します。本公募プログラムは、ステージ1とステージ2で構成されており、2段階の選考を実施します。ステージ1では、自らの事業化構想を実現するための技術シーズの探索および技術シーズを活用したビジネスモデルの構築を行う事業化人材を公募します。ステージ2は、研究代表者と本公募プログラムのステージ1に採択されている事業化人材から構成される研究開発チームのみご提案いただくことができます。

#### (2) 実施期間:

① 活動期間

ステージ1:4.5ヶ月程度(実施期間 令和7年1月下旬~6月中旬までを予定)

② 研究開発期間

ステージ2:7ヶ月程度 (実施期間 令和7年9月上旬~令和8年3月末までを予定)

#### (3) 支援額

① 活動費(旅費)

ステージ1:上限60万円

- ※ 採択された事業化人材に対して、活動実績に基づき旅費をお支払いします。
- ※ 旅費は JST の規程に基づき算出します。
- ② 研究開発費

ステージ2:上限500万円 (直接経費)

- ※ 研究代表者所属機関と JST 間で委託研究契約を締結します。
- ※ 研究開発費は、事業化人材に対して直接お支払いするものではありません。
- ※ JST は委託研究契約に基づき、間接経費(原則、直接経費の30%)を機関に別途支払います。

# 目次

I. 大学発新産業創出基金事業「早暁プログラム」について	1
(1)早暁プログラムについて	1
(2) 本公募プログラムの特色と主なメリット	3
(3) 事業化人材に求められるもの	4
(4) 採択後の主なイベント	4
Ⅱ. 公募・選考について	6
(1)公募・選考スケジュール	6
(2)採択予定人数	6
(3)応募者の要件	6
(4)選考方法	7
(5) 選考の観点	7
(6)安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)	8
(7) 利害関係者の排除	9
(8)秘密保持	
(9)公表	10
(10)応募に際しての注意事項	10
(11)採択の中断・取消	10
(12) 採択後の手続きについて	11
Ⅲ. 提出書類および応募方法について	12
(1)提出書類	12
(2)応募方法	12
(3)注意事項	13
IV. 採択後の活動について	14
(1)採択以降の流れ	14
(2) ステージごとの活動内容	17
(3)プログラムの管理・運営	18
参考. 大学発新産業創出基金事業について	20
(1) 本基金事業の目標	20
(2) 本基金事業の目指す姿	20
(3) 本基金事業のガバニングボード	20
(4)本基金事業の構成	21
(5) 本基金事業の特徴	21
ステージ1応募者提出書類様式(記載要領)	25

#### I. 大学発新産業創出基金事業「早暁プログラム」について

#### (1) 早暁プログラムについて

#### ① プログラムの目的

早暁プログラム(以下、「本公募プログラム」という。)では、大学等発スタートアップ創出に向けて、ビジネス視点を持つ事業化人材が、起業経験や投資経験等を有するメンターによるメンタリングを受けながら、自らが描いた事業化構想を実現させるために大学等の技術シーズを探索し、研究者とチームになってビジネスモデルのブラッシュアップと研究開発を推進し、大型ギャップファンド等の次のフェーズへの移行を目指します。

#### 【本公募プログラムの特長】

- 起業経験、投資経験等を有するメンターによる、事業化人材への実践的指導(具体事例を基に OJT 的な指導)
- 事業化人材による技術シーズの探索、ビジネスモデルの作成とブラッシュアップ
- 研究者によるビジネスモデルをもとにした研究開発
- 合宿型会議によるネットワーク形成(特に事業化人材)

#### 【ゴール(プログラム終了時点)】

ステップ 2 (※詳細は P. 22 表「ステップの定義」、P. 23 図「各ステップの終了時点で達成されているべき達成目標の例」をご参照)相当の GAP ファンドへの申請ができるレベルのチームアップと技術シーズを活用したビジネスモデルのブラッシュアップができていることをプログラム終了時点の目標とします。

#### 【プログラム終了後の目指す姿】

IPO・M&A を狙えるスタートアップの創出を目指します。

#### ② 本公募プログラムでの主な用語

- 事業化人材:本公募プログラムにて、自らの事業化構想を実現するための技術シーズの探索と、技術シーズを活用したビジネスモデルの構築を行う人材。事業化人材は研究代表者の立場を兼ねることはできません。また、事業化人材自身は原則、研究開発を実施しません。
- 研究者: 事業化人材が提示するビジネスモデルを実現するために必要となる研究開発を行う大学 等の研究者。

#### (1) 研究代表者

事業化人材の構想する事業の核となる技術シーズの発明者であり、研究開発全体に責任を有する 大学等の研究者。

#### (2) 主たる共同研究者

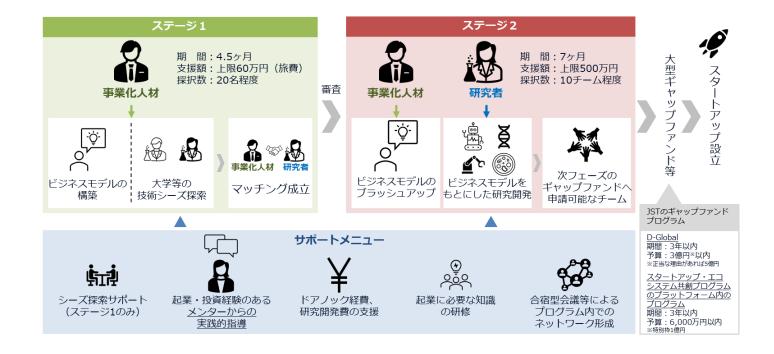
大学等発スタートアップの創出に向けて必要な研究開発の一部を担い、共同研究開発グループの 代表を務める研究者(JST は主たる共同研究開発者が所属する機関と委託研究契約を締結する)。

- 大学等:以下に掲げる研究機関の総称。
  - (ア)国立大学法人、公立大学法人、私立大学、国公私立高等専門学校等の学校法人
  - (イ)国公立研究機関、大学共同利用機関法人、公設試験研究機関、独立行政法人(国立研究開発法人を含む)、地方独立行政法人等の公的研究機関
  - (ウ)公益法人等の公的性格を有する機関であって、JST が認めるもの
- ディープテック・スタートアップ:科学的な発見や革新的な技術などの優れた研究成果の事業化により、社会・経済に大きなインパクトを与えることができる新興企業。
- 技術シーズ:事業化を目指す上で核となる研究成果等を指す。

#### ③ プログラムの構成と実施内容

本公募プログラムは、ステージ1とステージ2で構成されています。ステージ1では、自らの事業化構想を実現するための技術シーズの探索および技術シーズを活用したビジネスモデルの構築を行う事業化人材を公募します。審査により選ばれた事業化人材は、メンターによるメンタリングを受けながら、自らが描いた事業化構想を実現させるために大学等の技術シーズを探索し、研究者とチームアップして研究開発課題の提案を行います。提案された研究開発課題から、審査によりステージ2実施課題を選抜します。ステージ2に採択された課題には、メンターによるサポートのもと、事業化に向けた研究開発(科学的な検証)やビジネスモデルのブラッシュアップを行っていただきます。

※ステージ2の研究開発費は、事業化人材に対して直接お支払いするものではありません。



### ④ プログラムの実施スケジュール

本公募プログラムの活動予定は、下図のスケジュールの通りです。

詳細は、「IV. 採択後の活動について」をご確認ください。

ステージ		公募・審査期間 ステージ1 募集・審査期間			ステージ1			ステージ2											
年	2024年				•				202	5年							2026年		
月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ステージ 締切: 令	和6年1	10月31					締切:수		6月13日	日(金)]	午							成果幸 3月頃	
選考期間 選表期間		-		印頃		L	採択通 I	知:7月 <sup> </sup> 	平旬~ □	ト旬頃 L									
採択通知:1月中旬~下旬頃 ステージ1活動 令和7年1月下 令和7年6月1			下旬~	金)					-	I ステージ 令和7年 令和8年 I	9月上旬	■~							

#### (2) 本公募プログラムの特色と主なメリット

早時プログラムは、各機関における個別研修や、外部機関の既存の研修コース等では得られない特色とメリットがあります。

- ① スタートアップの第一線で活躍するメンターやスタートアップへの投資経験を豊富に有するメンターから親身の助言を受けつつ、様々な情報収集やインタビューなどを通じて、ビジネスモデルの構築、高度化に取り組むことができます。
- ② メンタリングをとおして、将来のスタートアップ起業を見据えたビジネスモデルの構築に関する知識を得ることができます。

- ③ 将来スタートアップの経営者を目指す、多様な分野やセクターに属する意欲の高い事業化人材が、相互を刺激し研鑽しながら本格的な討議や研修などに参加することで、プログラム修了後も引き続き切磋琢磨できるネットワークが構築できます。
- ④ ステージ1の活動にかかる旅費はJST(又はJSTが委託した外部機関)より支給します。
- ⑤ ステージ2に採択となった場合、1課題当たり500万円程度(直接経費)を上限としてJSTが研究開発費を支援します。
  - ※ 研究者所属機関と JST 間で委託研究契約を締結します。
  - ※ 研究開発費は、事業化人材に対して直接お支払いするものではありません。
  - ※ JST は委託研究契約に基づき、間接経費(原則、直接経費の30%)を機関に別途支払います。
- ⑥ ステージ2では、事業化に向けた研究開発(科学的な検証)やビジネスモデル作成をメンターによるサポートのもと、推進することができます。

#### (3) 事業化人材に求められるもの

将来的にスタートアップの経営者として活躍するため、早暁プログラムへの参加に際し、事業化人材に求められるものは以下のとおりです。

- ① 自らの事業化構想を持ち、それを実現するために大学等発研究シーズを活用し、将来的にディープテック・スタートアップの起業を目指す意志があること。
- ② シーズを持つ研究者と調和しつつ積極的にコミュニケーションをとり、ビジネスモデル作成活動を行うこと。
- ③ メンター等の助言を積極的かつ真摯に求め、強い意志と柔軟な姿勢で取り組むこと。
- ④ 将来スタートアップの経営人材として活躍するための強い意思・意欲を持ち、受身でプログラムに参加するのではなく、主体的に多様な機会を活用すること。

#### (4) 採択後の主なイベント

採択決定後の主要なイベントの予定は下表の通りですが、変更となる場合があります。

詳細はIV. (2) ステージごとの活動内容をご確認ください。

原則として下表の全項目に参加していただきます。

※ ステージ1の活動にかかる旅費は JST より支給します。

# 【ステージ1】

項目	日程	形式 (※)
<b>坝口</b>	(予定であり、変更される場合があります)	
	月2回程度(各1時間程度)	オンライン開催または実地開催
メンタリング	※キックオフ合宿会議終了後から	
	ステージ2申請〆切までの期間、	※事業化人材ごとに担当メンターと
	事業化人材あたり合計 10 回程度。	調整。
キックオフ	令和7年2月1日(土)	実地開催
合宿会議	~2月2日(日)	(会場:未定)

# (参考)

ステージ2での主要なイベントの予定は下表の通りですが、変更となる場合があります。

ステージ2に採択された事業化人材は、原則として下表の全項目に参加いただきます。

※ ステージ 2 の活動にかかる旅費は、JST からの支給ではなく、研究代表者所属機関から機関の 規程に基づき支給されます。

# 【ステージ 2】

項目	日程	形式 (※)
	(予定であり、変更される場合があります)	
メンタリング	月2回程度(各1時間程度)	オンライン開催または実地開催
<b>メンサリンフ</b>	万 2 回住及(日 1 时间往及)	※チーム毎に担当メンターと調整
進捗報告会	令和7年11月29日(土)	実地開催
合宿会議	~11月30日(日)	(会場:未定)
成果報告会	令和8年3月14日(土)午後	実地開催
以未 <b></b> 報	中和6年3月14日(上)十後	(会場:未定)

# Ⅱ. 公募・選考について

#### (1) 公募・選考スケジュール

公募期間: 令和6年9月5日(木)~10月31日(木)正午

選考期間: 令和6年11月上旬~令和7年12月中旬までに実施(\*)

採択者決定通知: 令和7年1月中旬~下旬

活動開始: 令和7年1月下旬(予定)

\* 面接予定者には、面接日時を通知いたします。応募数によっては書類選

考を実施する場合があります。その場合には、書類選考通過者のみ、面接の

日程について連絡します。

最新の公募・選考スケジュールは、以下のホームページに掲載します。

https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/sogyo/koubo2024.html

#### (2) 採択予定人数

20名程度を予定しています。

#### (3) 応募者の要件

原則として、以下の①~⑦の全ての要件を満たしていること。

- ① 実務経験((ア) および(イ) いずれも必要) とそれに類するもの
  - (ア)事業化を目指す技術分野の知識を有すること
  - (イ) 商社・事業会社等でのビジネス経験を有すること、もしくは MBA 取得やアクセラレーションプログラム受講等を通じて事業化の知識を身につけていること
- ② 日本国内の大学等発技術シーズの事業化に取り組む意欲があること
- ③ メンターによるメンタリングを受けるとともに、技術シーズの探索を行い、ステージ 2 に向けた申請書を作成する意志があること
- ④ 応募者が企業・研究機関等に所属する場合は、本活動に従事することへの承諾を事前に得ること
- ⑤ 年齢制限はありません。ただし、応募者が、応募時点で満 40 歳未満の場合、選考において一定 の優遇措置を行います。
- ⑥ 提案書類は日本語で作成いただきます。また、面接選考や採択後のメンタリング、会議等は日本語で実施しますので、一定程度の日本語コミュニケーション能力が必要です。

#### ⑦ その他

- 応募時に、研究活動における不正行為もしくは研究費の不正受給や不正使用に関わる参加資格の制限などに抵触していないこと
- 反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと
- 期間中は、日本国内に居住し、国内で活動可能であること

#### (4) 選考方法

- 委員会が、〈II.公募・選考について (5)選考の観点〉に基づいて書類審査、面接審査を行います。なお、選考の過程において応募内容等について申請者へ問い合わせを行う場合があります。申請数が多い場合は、申請書類を基に選考を行い、面接審査対象者を決定する場合があります。
- 面接審査では、事業化構想案や自身の経歴・能力、本公募プログラムに申請した動機等について説明いただきます。なお、審査のために面接の様子を録画する場合があります。
- 委員会による審査結果を踏まえ、JST が採択を決定します。
- 選考結果は合否にかかわらず書面(電子メールを含む)で通知します。
- 採択課題名、採択者の氏名や自己紹介、活動概要を JST の HP にて公表します。なお、採択者の希望があった場合は、所属機関名の公表も行う可能性があります。

#### (5) 選考の観点

ステージ1での選考では、本公募プログラムで重視する以下の観点を中心に審査を行います。

- ① ビジネスモデルビジネスモデルの実現性や成長性が期待できるか。
- ② 技術シーズの活用 技術シーズの活用に積極的で、課題解決に向けて行動する意欲や行動力を有しているか。
- ③ 自身の能力、ポテンシャル 幅広い知識と専門性、課題発見力、課題解決力、本質をつかむ洞察力、知識応用力、独創性、 考え抜く力を有しているか。
- ④ 他者との関係構築、熱意新しいことにチャレンジをしてものごとを成し遂げようとする情熱や意欲を持ち、率先して

人々を動かすリーダーシップ、コミュニケーション能力、他者を巻き込む力、人と協働して実 現する協働力を有しているか。

※ 応募者が、応募時点で満 40 歳未満の場合、選考において一定の優遇措置を行います。

#### (6) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

研究機関では多くの最先端技術が研究されていますが、それらの先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、着実な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」といいます。) に基づき輸出規制(※1)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、活動を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、事業化人材としての採択を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者(特定類型(※2)に該当する居住者を含む。)に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及

び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①~ ③に規定する特定類型を指します。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の対応を行う必要があります(※3)。このため、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供を行う際は「輸出者等遵守基準」のほか、安全保障輸出管理に関する法令、指針、通達等を遵守いただくことについて、公募時に確認を行います。(様式4)なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、事業化人材としての採択を取り消す場合があります。

※3 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理の対応とは、「輸出者等遵守基準」にある管理を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、管理をいいます。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を 参照してください。

- 経済産業省:安全保障貿易管理(全般)
  https://www.meti.go.jp/policy/anpo/
- 経済産業省:安全保障貿易管理ハンドブックhttps://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf
- 経済産業省:安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
  https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\_jis
  hukanri03.pdf
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター
  https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html
- 外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可 を要する技術を提供する取引又は行為について https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\_document/tutatu/t10kaisei/ekimu\_\_tutatu.pdf

#### (7) 利害関係者の排除

JST 事務局において、委員会と応募者が利害関係にあると判断した場合、選考の公正性が保たれ

るように対応します。

#### (8) 秘密保持

応募者が提出した応募書類について、応募者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、委員会、JST 並びにメンターは、選考以外の目的に使用しません。審査の過程で知った個人情報及び審査内容に関する秘密は厳守し、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務を持って管理します。

採択者には、活動期間終了後も有効な、守秘に関する誓約書を提出いただきます。また、採択者へ助言を行うメンターについても、秘密保持については担保しております。

#### (9) 公表

- ステージ1の採択課題については、課題名、採択者の氏名や自己紹介、活動概要を JST の HP にて公表します。採択者の希望があった場合は、所属機関名の公表も行う可能性があります。
- ステージ2の採択課題については、研究代表者氏名・所属機関名、事業化人材氏名、研究開発課題名、概要等を JST の HP 等へ掲載します。

#### (10) 応募に際しての注意事項

公募・選考期間中(公募開始から採択結果通知まで)に、委員会及び JST 事務局に対して、選考に影響を与える行為を禁止します。当該行為があった場合には、当該行為者の氏名及びその旨を公表するとともに、態様によっては不採択とする場合があります。 第三者を介して行う場合も、これと同様とします。

### (11) 採択の中断・取消

採択者が以下の項目に該当する場合、JST は当該採択者の参加資格を停止または将来に向かって取り消すことができるものとします。

- ① 応募において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合
- ② 本件活動への参加について、所属機関の同意が得られていない場合
- ③ 本件活動において不正を行ったことが判明した場合

- ④ 公募要領又は活動規範および誓約書(※)の定めに違反した場合
- ⑤ 活動実績が全く認められないと判断される場合
- ⑥ 合理的な理由がないにもかかわらずメンターの指導に従わない、メンターに虚偽の報告を行う など、本件活動に著しい支障があると判断される場合
- ⑦ 採択後に発行する事業化人材の「採択証明書を目的外で使用又は有効期限終了後に使用した場合
- ⑧ 本件活動において他の採択者や研究者、メンター、大学等の第三者の権利を侵害し又は迷惑を 及ぼすような行為をした場合
- ⑨ 本件活動以外の職務従事先における活動が本件活動の円滑な遂行に支障をきたした場合
- ⑩ 法令及び公序良俗に反する行為をした場合
- ① その他事業化人材としての活動を継続させることが適当でないと JST が判断する合理的な理由 がある場合
  - ※ 活動規範および誓約書については、後日公募情報ページに掲載いたします。 (公募情報ページ)

https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/sogyo/koubo2024.html

### (12) 採択後の手続きについて

- 事業化人材に採択された場合には、JST が別に提示する活動規範を遵守していただくとともに、 誓約書を JST に提出いただくことになります。また、あわせて、特定類型該当性についてもご申告いただきます。
- 採択後、本公募プログラムに参加することについて、所属機関の同意書(参考様式)をご提出いただきます。同意書の提出ができない場合、事業化人材としての採択が取り消しとなります。

# Ⅲ. 提出書類および応募方法について

#### (1)提出書類

応募者は以下の①~⑥の書類を作成し、締め切りまでに(2)応募方法に記載する方法で提出して ください。

- ※紙書類での提出は不可とします。
- ※提出書類の白黒・カラーは問いませんが、審査が適切に実施できるように配慮してください。
- ※提出書類は日本語でご用意ください。

### [提出書類一式]

- ① 基本情報【様式1】
- ② 応募者が想定している事業化構想【様式2】
- ③ 個人情報の取扱いに関する同意書【様式3】
- ④ 安全保障輸出管理にかかる各種法令等の遵守・所属機関の同意書提出・採択者のホームページ 公表に関する確認書、連絡先情報【様式4】
- ⑤ 推薦状【応募時点で組織に所属していない方】
  - ※推薦状の様式は自由ですが、推薦者の氏名、所属機関、役職名、連絡先を明記してください。 内容について、JSTより推薦者の方へ問い合わせを行う場合があります。
- ⑥ プレゼンテーション動画(3分以内)

動画の作成要件は記載要領(P.27)をご参照ください。動画には以下の内容を含んでください。

- 自己PR
- 想定している事業化構想について

#### (2) 応募方法

応募にあたっては、(1)に示す提出書類一式(Word)を本公募プログラムの公募情報のページからダウンロードしてお使いください。なお、提出物は、(A)申請フォームにより提出するものと、(B) JST指定のオンラインストレージで提出するものがありますので、ご注意ください。

・提出書類の様式掲載先(公募情報ページ)

https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/sogyo/koubo2024.html

### (A) 申請フォームによる提出:上記提出書類の①~⑤

記入した書類は、1つのPDF形式の電子ファイルにまとめ、申請フォームからご提出をお願いい

#### たします。

- ・締め切り: 令和6年10月31日(木)正午
- ・申請フォーム: https://form2.jst.go.jp/s/sogyo\_shinsei2024
- ・ファイル名に必ず【ご提案者氏名】を入れてください。

提出書類を受信した後、JST事務局から自動返信にて受付メールを送信します。書類提出後1時間以上が経っても受付メールが届かない場合、巻末に記載のJST事務局にお問い合わせください。郵送による書類の提出は受け付けませんのでご留意ください。

# (B) オンラインストレージによる提出:上記提出書類の⑥

申請フォームによる提出を行っていただくと、JST事務局から自動返信にて受付メールを送信します。受付メール内に動画ファイルを回収するJST指定のオンラインストレージのリンクを記載しておりますので、受付メールに記載した提出期限までに、ご提出をお願いいたします。

#### (3)注意事項

- ① 書類の提出後、書類の不備等による書類の修正、差替えは一切受け付けません。
- ② 選考過程において、JST事務局から応募内容等について問い合わせを行うことや、追加資料の 提出を求める場合があります。
- ③ 応募資格を満たさない応募者からの応募、提出書類に不備がある場合、提出書類に法令違反・公序良俗違反の内容を含む場合、この公募要領に規定する形式に反する場合は、応募自体を無効とさせていただく場合があります。 なお、提出された応募書類は返却いたしません。

# IV. 採択後の活動について

(1) 採択以降の流れ

採択後は、以下の流れに沿って活動していただきます。

- (1) 誓約書の提出、キックオフに参加 【事業化人材】
- ・採択者された事業化人材は JST に誓約書を提出し、キックオフに参加します。

#### (2) ステージ1活動開始:マッチング・研究開発提案 【事業化人材】

- ・活動期間は、令和7年1月下旬~6月中旬の4.5ヶ月を予定しています。
- ・採択者された事業化人材は活動計画書を作成します。
- ・メンターによるメンタリング、起業に関心がある研究者へのヒアリングや調査等のステージ2への 申請に向けた活動を行います。
- ・研究者とのマッチングが成立すれば、研究者、主たる共同研究者とともにステージ2の申請書を作成します。
- ・所属先の業務に支障のないように調整の上、活動を行ってください。



#### 【ステージ2】(詳細は別紙 ステージ2の募集要領を参照ください)

- (1) 申請(締切: 令和7年6月13日(金)正午、e-Radによる提出) 【事業化人材、研究代表者(及び主たる共同研究開発者)】
- ・研究代表者は申請書を作成し、e-Rad により申請します。
  - ※提案にあたっては、事業化人材と十分に調整を行ってください。
  - ※同一の研究代表者が、本事業へ複数課題を申請することはできません。



- (2) 選考、採択課題の決定【事業化人材、研究代表者(及び主たる共同研究開発者)】
- ・委員会が、別紙 ステージ 2 募集要領の「2.11 選考の観点」に基づいて書類審査を行います。必要に応じて外部専門家による書類査読を行い、委員会は外部専門家の査読結果を審査の参考にします。 なお、選考の過程において応募内容等について申請者へ問い合わせを行う場合があります。
- ・委員会による書類審査結果を踏まえ、JST が採択を決定します。

- ・全申請者に JST から採否を通知します。
- ・本事業と重複実施制限がある事業に申請している場合は、本事業の採択通知等を行う際に、本事業を実施するか、他事業の審査結果を待つために本事業を辞退するか確認させていただきます。重複実施の制限に関する詳細は、別紙 ステージ 2 募集要領の「2.12 の応募の制限」を参照してください。
- ・採択課題について、事業化人材名・研究代表者氏名・所属機関名・研究開発課題名・概要等を JST の HP 等へ掲載します。



# (3) 研究開発計画書の作成【事業化人材、研究代表者(及び主たる共同研究開発者)】

- ・事業化人材および研究代表者は研究開発計画書を作成し、JST に提出します。
- ・研究開発計画書には、研究者が実施する研究活動計画及びその予算計画のほか、事業化人材が中心となって実施するビジネスモデルのブラッシュアップ活動等の計画及び予算計画についても記載いただきます。
- ・事業化人材は研究代表者の立場を兼ねることはできません。また、事業化人材自身は原則、研究開発を実施しません。



#### (4) 契約【研究代表者(及び主たる共同研究開発者)】

- ・研究開発を実施する機関と JST の間で委託研究契約を締結します。契約締結には以下 2 種類のチェックリストの完成と提出が必要です。未完成、未提出の場合は契約を締結できませんので、お早めに研究機関の担当者へのご確認、ご連絡をお願いします。
- ※研究機関は、委託研究契約締結前の指定する期日までに「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出が必要です。(以下の文部科学省ウェブサイトは、令和6年度版体制整備等自己評価チェックリストの案内です。)

# https://www.mext.go.jp/a\_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

詳しくは、別紙 ステージ 2 募集要領の「4.27 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」について」を参照してください。

※研究機関は、委託研究契約締結前の指定する期日までに「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出が必要です。(以下の文部科学省ウェブサイトは、令和6年度版の取組状況に係るチェックリストの案内です。)

https://www.mext.go.jp/a\_menu/jinzai/fusei/1420301\_00005.html

詳しくは、別紙 ステージ 2 募集要領の「4.28 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について」をご参照ください。



# (5) 活動開始【事業化人材、研究代表者(及び主たる共同研究開発者)】

- ・活動期間は、令和7年9月上旬~令和8年3月末までを予定しています。
- ・採択後、研究開発費が大学等に措置され、JST 指定の外部機関による研修の受講やメンタリング等を受けつつ、実用検証可能な最小限の試作品やデータ(実験結果、計算結果等)を準備し、顧客候補へのヒアリング等を行い、ビジネスモデル仮説の検証を進めます。
- ・合宿型会議では、技術シーズや検討を進めているビジネスモデルについてプレゼンテーションを行う機会が設けられます。参加者が互いに聴講することになりますので、特許出願していない技術情報等、機密情報を発表内容に含めないようにご留意ください。
- ※ ステージ 2 の活動にかかる旅費は、JST からの支給ではなく、研究代表者所属機関から機関の規程に基づき支給されます。
- ※ ステージ 2 では、事業化人材の人件費・謝金を研究代表者所属機関から支出することが可能です。



#### (6) 成果報告会【事業化人材、研究代表者(及び主たる共同研究開発者)】

- ・ブラッシュアップしたビジネスモデルを発表し、技術シーズの社会還元に向けた次の段階へと促進 を図ります。
- ・成果報告会には、ベンチャーキャピタリスト等が参加することもあります。
- ※この"成果報告会"は競争的研究費制度における研究開発評価ではありません。本事業における事後 評価は別途実施します。



#### (7) 活動終了【事業化人材、研究代表者(及び主たる共同研究開発者)】

・研究代表者は完了報告書を JST に提出し、JST と委託研究契約を締結し研究開発を実施する機関 (以下、「研究開発受託機関」という。)は契約関連の各報告書を JST に提出します。 ・JST は、事後評価、追跡調査等を実施します。追跡調査には、本事業を通じて設立されたベンチャー企業にもご協力いただきます。

#### (2) ステージごとの活動内容

【ステージ1】(本公募要領の対象です)

- ◆ 事業化人材の技術シーズ探索活動
- 事業化人材は、事業化構想を基に技術シーズの探索のための研究者訪問等を行います。その際、 JST が提供する技術シーズリストを活用することも可能です。

JST から提供予定の技術シーズ(例・予定)

- → JST 保有特許リスト https://www.jst.go.jp/chizai/patent.html
- ◆ 新技術説明会発表者リスト・発表資料 https://shingi.jst.go.jp/list.html
- 事業化人材と研究者のマッチング成立後、両者はビジネスモデルの検討、及び必要な研究開発計画の立案等を進め、ステージ2のための申請書作成を行います。
- ◆ メンタリング
- 事業化人材は、ドアノック活動やビジネスモデル作成のため、月2回程度を目安に起業経験や投 資経験等を有するメンターによる指導・助言を受けます。
- ◆ メンター・事業化人材の間のネットワーク形成
- 事業化人材は、人脈形成、ビジネスモデルブラッシュアップを目的とした合宿型会議(キックオフ)へご参加いただきます。
- また、Slack 等のオンラインコミュニケーションツールでの意見交換を通して、メンター・事業 化人材の間のネットワーク形成を図ります。
- ◆ スタートアップ起業のための研修受講
- JST 指定の事業化支援ノウハウを持つ外部機関が提供する研修や知財戦略支援を受けることができます。

#### 【ステージ2】(詳細は別紙 ステージ2の募集要領を参照ください)

- ◆ ビジネスモデル作成活動
- 事業化人材は、研究者の技術シーズを活用したビジネスモデルのブラッシュアップ、および仮説検証のための顧客ヒアリングや市場調査等を行います。
- ◆ 研究開発活動
- 研究者(研究代表者、主たる共同研究開発者)は、ビジネスモデル仮説を検証するために必要となる研究開発を行います。
- ◆ メンタリング
- 事業化人材は、ビジネスモデルブラッシュアップ活動のため、月2回程度を目安にメンターによる 指導・助言を受けます。メンタリングには、必要に応じて研究者(研究代表者、主たる共同研究開 発者)の同席も可能です。また、人の紹介等人脈形成のためのサポート等を受けることができます。
- ◆ メンター・他のチームとのネットワーク形成
- 事業化人材はビジネスモデルブラッシュアップやネットワーキングを目的とした合宿型会議へご参加いただきます。(チームを組む研究代表者、主たる共同研究開発者の方もご参加可能です。)
- また、Slack 等のオンラインコミュニケーションツールでの意見交換を通して、メンター・事業 化人材・研究者(研究代表者、主たる共同研究開発者)の間のネットワーク形成を図ります。
- ◆ 成果報告会
- 活動終了時には、成果報告会を行います。
- ※ ステージ2の活動にかかる旅費は、JSTからの支給ではなく、研究代表者所属機関から機関の規程に基づき支給されます。
- ※ ステージ2では、事業化人材の人件費・謝金を研究代表者所属機関から支出することが可能です。

#### (3) プログラムの管理・運営

- (ア) JST は、競争的研究費制度としてプログラムを適正かつ円滑に実施するために、プログラムオフィサー(以下、「PO」という)を定めます。
- (イ) PO は、メンター等の外部有識者で構成される「早暁プログラム委員会」(以下、「委員会」という。)の委員長となり、本公募プログラムの運営の他、本公募の選考、事後評価、追跡調査等の各種評価の取りまとめを行います。
- (ウ) JST は、PO を核とした支援体制を構築し、所期の目的が達成されるよう、進捗状況等について

必要な調査(現地調査を含む)等を通し、本公募プログラムの参加者に対し、ビジネスモデル 作成を実施する上で必要な協力ならびに事業終了後のフォローアップ等の一連の業務について の支援を行います。また、課題の進捗確認や改善を目的とした進捗評価を実施することがあり ます。

(工)本公募プログラムのステージ 1、ステージ 2 活動終了時には完了報告書を JST に提出いただきます。また、課題関係者を対象とした事後評価、追跡調査を行います。なお、ステージ 1 の事後評価は、ステージ 2 の選考・審査を兼ねる場合があります。また、追跡調査はステージ 2 に採択された課題のみを対象とします。ステージ 2 終了後には、委託研究開発契約に基づく各種報告書も提出していただきます。

# 参考. 大学発新産業創出基金事業について

大学発新産業創出基金事業(以下、「本基金事業」という)はスタートアップ育成5か年計画等を踏まえ、我が国における大学等発スタートアップ創出力の強化に向けて、研究開発成果の事業化や海外での事業展開の可能性検証を視野に入れた研究開発を推進するとともに、地域の中核となる大学等を中心とした産学官共創による大学等発スタートアップ創出支援等の実施を可能とする環境の形成を推進します。なお、本事業は競争的研究費制度に該当します。

#### (1) 本基金事業の目標

本基金事業は、スタートアップ育成5か年計画等を踏まえ、スタートアップの成長促進に関する施策を 担う関係機関と連携しつつ、本公募プログラムを含む各種プログラムの推進を通じて、以下の目標の達 成を目指します。

- ① 社会・経済にインパクトを生み、国際展開を含め大きく事業成長するポテンシャルを有する、大学 等のアカデミアから生まれるスタートアップの創出を、質・量ともに格段に充実させること
- ② 大学等発 SU の継続的な創出を支える、人材・知・資金が循環するエコシステムの仕組みを全国に 形成すること。

#### (2) 本基金事業の目指す姿

本基金事業に携わる者の間において「(1) 本基金事業の目標」が達成された姿として、以下に掲げる 状態を創出することを目指します。

- ① 大学等発 SU が創出する革新的な新製品又は新サービスにより、社会課題が解決されて新たな価値が生まれ、我が国を含め国際社会全体の暮らしが豊かになる。
- ② 大学等発 SU の事業成長により、我が国の雇用創出とともに経済成長が実現する。
- ③ 社会・経済に価値をもたらす大学等発 SU の成功事例を積み重ねることで、より多くの人材が大学 等発 SU の創出・育成を志す。
- ④ エコシステムの形成をけん引する中心的な大学等においては、ステークホルダーとコミュニケーションを重ねるとともに連携を図りながら、必要な学内のルールや体制を整える。

#### (3) 本基金事業のガバニングボード

本基金事業では、事業の的確かつ効果的な推進に資するため、大学等発 SU 創出、その国際市場への展開、スタートアップ・エコシステムの構築等に知見を有する有識者からなるガバニングボードを設置しています。ガバニングボードは、基金運用の基本方針の策定、事業全体のマネジメント、その他横断的事

項への対応を行います。

#### (4) 本基金事業の構成

本基金事業では、「(1)本基金事業の目標」に掲げる目標を達成するために、以下に定めるプログラムを実施します。

① ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム

大学等発の技術シーズを核にして、社会・経済に大きなインパクトを生み、国際展開を含め大きく事業成長するポテンシャルを有するディープテック・スタートアップの創出を目的とします。 その目的を達成するため、ディープテック・スタートアップ国際展開プログラムでは技術シーズの事業開発に責任を有する事業化推進機関および研究開発に責任を有する研究代表者が共同代表者となり、事業化推進機関のプロジェクトマネジメントのもとに事業化マイルストン及び研究開発マイルストンを設定し、事業化推進機関と研究代表者が一体的に課題を推進します。

このような課題推進体制を通じて、大学等発ディープテック・スタートアップの起業前段階から、 リスクは大きいものの高いポテンシャルを持つ技術シーズに関して、事業戦略や知財戦略の立案、 起業チームの組成、事業会社や海外投資家等とのネットワーク構築等に取り組むとともに、国際 市場への展開を前提とした事業化に必要な研究開発を推進します。ディープテック・スタートア ップ国際展開プログラムへの応募を検討される方は、別途公募要項をご覧ください。

② スタートアップ・エコシステム共創プログラム

大学等発 SU の創出にポテンシャルのあるシーズを全国から引き出し、国際市場への展開を含め、 大学等発 SU の創出に向けた取組について質量ともに充実させるとともに、大学等発 SU の継続 的な創出を支える、人材・知・資金が循環するエコシステムを形成するために実施します。スター トアップ・エコシステム共創プログラムへの応募を検討される方は、別途公募要項をご覧ください。

③ 早暁プログラム本公募プログラムです。

#### (5) 本基金事業の特徴

① 本基金事業で想定する起業に向けたステップとマイルストン設定

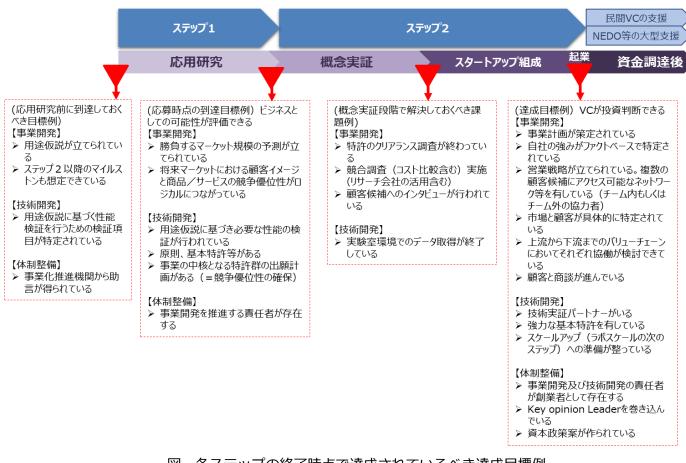
スタートアップの創出を目指した研究開発は、新しい現象の発見等を目指す基礎研究とは異なり、 スタートアップの設立に向けた事業化の観点からの研究開発が必要になり、さらに研究開発だけ でなく事業開発も必要になります。本基金事業では、基礎研究の成果からスタートアップ創出に 至るまでの事業開発と研究開発を2つのステップに分けて考えます。ステップ1(応用研究)は、基礎研究の成果を商業的な可能性が評価できる段階まで引き上げるステップ、ステップ2(概念実証・スタートアップ組成)は、ビジネスとしての可能性の評価やスタートアップ組成に向けて実証(PoC)を継続して行い、実際に起業に至るまでのステップです。

表 ステップの定義

	ステップ 1	ステップ 2
	応用研究	概念実証・スタートアップ組成
対象	基礎研究の成果につい	前半ではビジネスとしての可能性の評価と実証
	て、ビジネスとしての可	(Poc) を行い、起業にあたってクリアすべき課題の
	能性を評価できる段階ま	解決を目指します(概念実証)
	で引き上げることを目指	後半ではこれら取組に加え、大学等発 SU の組成と
	します	VC が投資判断できるレベル向けて、PoC を継続して
		実施します (スタートアップ組成)

また、スタートアップの創出を目指した事業開発や研究開発では、基礎研究の成果と事業化のギャップを埋めるために、ステップ毎に事業化に向けて達成すべき事業化マイルストン(節目となる中間目標)および研究開発マイルストンを設定し、各ステップにおいてマイルストンを達成したどうかの評価を行って次のステップに進むかどうかの判断をするプロセスが重要となります。そのため、本基金事業においても事業化マイルストンおよび研究開発マイルストンを設定し、それらの達成に向けて集中的に事業開発や研究開発を推進します。

各ステップにおいて実施すべき具体的な事業開発や研究開発の内容は、技術分野や起業を目指す 事業分野によって大きく異なりますが、一般的には試作品開発、仮説検証のためのデータ取得(実 験結果、計算結果)、ビジネスモデルの構築、知財の確保、経営チームの構築等が中心となります。 以下に各ステップの中間地点や終了時点で達成すべきマイルストンおよび達成目標例を例示しま す。



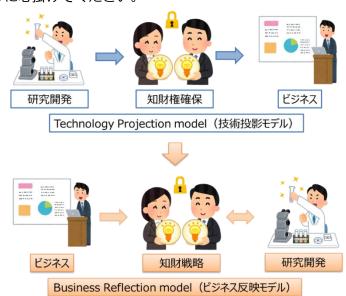
#### 図 各ステップの終了時点で達成されているべき達成目標例

<本公募プログラムが支援対象とするステップ>

本公募プログラムで支援対象とするのは、ステップ 1 (応用研究) に該当する大学等発の研究成果です。応募に際しては、上図にある「応募時点の到達目標例」を参考にして下さい。

# ② ビジネスからのバックキャストによる課題推進

本基金事業においては、事業化に向けて、技術シーズの成熟度を高めてから知財戦略やビジネス モデルを考える技術投影モデルではなく、当初から社会課題等のニーズや市場規模・動向等を踏ま えたビジネスを見定めた上で、知財戦略と研究開発を一体的に行っていくビジネス反映モデルを意 識して推進するように心掛けてください。



# 大学発新産業創出基金事業

# 令和6年度

# 早暁プログラム

ステージ1応募者提出書類様式(記載要領)

公募期間

締切 令和6年10月31日(木)正午



スタートアップ・技術移転推進部 スタートアップ第 1 グループ 令和 6 年 9 月

#### 【注意事項】

- ○提出日時点における情報を記入してください。
- ○各表の縦幅は必要に応じて変更を認めますが、横幅は変更を認めません。
- ○様式1は2ページ以内、様式2は1ページ程度としてください。各項目の記載量は任意です。太字・下線及び図画の使用については、それぞれ「※文字装飾可」、「※図画可」の記載がある項のみ認めます。
- ○文字サイズは 10.5 ポイントとします。
- ○提出後の書類の修正は一切認めません。また提出された書類は返却しません。
- ○応募者より提出いただいた個人情報は、本公募プログラム募集の目的の達成以外には使用されません。JSTの個人情報保護規則は下記ページから閲覧可能です。

https://www.jst.go.jp/pr/intro/johokokai.html

#### 1. 基本情報【様式1】

様式1は、応募者のこれまでの経験等を元に、事業化人材としての適性を総合的に判断するために、以下(1)~(3)の内容について記載いただくものです。

(1)基本情報

所定の欄に記入をお願いします。

- (2) 略歴
  - ① 学歴 (大学卒業以降)
  - ② 職歴 (これまでの職歴と職務内容、兼業も含めて記載してください)
  - ③ 主な実務経験とそれに類するもの (応募者がこれまでに従事した業務等の経験や実績をもとに記載してください。)
    - (ア) 事業化を目指す技術分野の経験について
    - (イ) 商社・事業会社等でのビジネス経験もしくは MBA 取得やアクセラレーションプログラム 受講等の経験について
    - (ウ) これまでの経験の中でリーダーシップやチームワークカを発揮したエピソード
- (3) 大学等発スタートアップ起業に対する熱意やコミットメント等について

#### 2. 応募者が考える解決したい課題とビジネスモデル【様式2】

#### (1)目的

様式2は事業化人材としての適性を判断することを目的に作成していただくものです。研究者や 多様なステークホルダーとともにディープテック・スタートアップの創出を牽引する人材としての 事業化人材の立場になって、目的意識をもってビジネスモデルを作成してください。

#### (2)構成

下記に示す①~④の構成で、チャート図やイラスト等も含め 1 ページ程度にまとめてください。 なお、①~④の中で示す記載の留意事項については例として示すものであり、応募者の考えにより 必要な記述をしても構いません。

- ① 課題:どんな顧客のどのような課題か、なぜ、その課題を解決したいと考えるのか
- ② 解決策:何を事業として提供することによって解決するのか
- ③ 解決に当たって注目する技術シーズと理由: なぜこの技術が最適であるのか
- ④ 自分が実現できる理由や強み:これまでの経験等をふまえて、 課題解決や事業化構想の実現に 自身の強みがどのように貢献できるのか

#### (3) 作成に当たっての注意点

- その他、書類様式に関する注意事項を参照すること。
- ・ 記載内容について、所属機関の了解が必要な場合には、必ず了解を取得してから提出すること。

#### 3. プレゼンテーション動画(3分以内)

プレゼンテーション動画は、以下の内容を含んでご作成ください。

- 自己PR
- 想定している事業化構想について

#### <動画ファイルの要件>

- 動画ファイル名:ファイル名は「氏名.拡張子」としてください ファイル名の例:科学太郎.mp4
- ・ 動画ファイル形式:拡張子は「.mov」「.mp4」のいずれかとしてください
- 動画ファイル容量:50MB以下
- ・ 推奨動画仕様:解像度/フレームレート= (1280×720)/30fps
- 動画時間:3分以内としてください

# 大学発新産業創出基金事業 早暁プログラムステージ1 提案書類

様式1

#### ※様式1は合計2ページ以内、青文字の記入例は削除して提出

#### 1 其木情報

1: <del>2</del> /1/101K					
			(1)基本情報		
提案課題名					
氏名(フリガナ)					
性別/年齢	/		歳		
所属機関					
部署					
役職					
(2)略歴					
①学麻 (+学茨娄以降	.)				

# ①学歴(大学卒業以降)

#### (記入例)

平成○○年 ○○大学○○学部卒業

平成○○年 ○○大学大学院○○研究科修士課程○○専攻修了

平成○○年 ○○大学大学院○○研究科博士課程○○専攻修了

②職歴 (これまでの職歴と職務内容、兼業も含めて記載してください)

#### (記入例)

平成○○年~○○年 ○○株式会社○○開発部(○○○○○について開発)

平成〇〇年~〇〇年 米国〇〇大学院 経営学修士課程(MBA) 卒業

平成○○年~現在 ○○株式会社○○事業部(○○○○○事業担当)

- ③ 主な実務経験とそれに類するもの
- (ア) 事業化を目指す技術分野の経験について

事業化を目指す技術分野についての経験を記載してください。研究開発面での経験、事業開発面での 経験いずれでも構いません。

(イ) 商社・事業会社等でのビジネス経験もしくは MBA 取得やアクセラレーションプログラム受講等 の経験について

商社・事業会社等におけるビジネス経験(主として担当されてきたもの)を記載してください。MBA 取得やアクセラレーションプログラム受講の経験については、プログラムの概要やどのようなことを 学んだかについても記載してください。

(ウ) これまでの経験の中でリーダーシップやチームワークカを発揮したエピソードを記載してください。

(3) 申請者の大学等発スタートアップ起業に対する熱意やコミットメント等について

大学等発スタートアップ設立にかける熱意や決意等について、具体的に記載ください。

様式2

# 2. 応募者が想定している事業化構想

※様式2は1ページ程度。記載例は、削除すること。

# 【事業化構想】(文字装飾可。図画可)

※現時点で想定している事業化構想の概要について、以下①~④を含めて記載してください。

想定している市場や市場規模、事業をどのように拡大するのか等についても、考えがあれば記載をお 願いします。

- ①課題:〇〇〇・・・・(どんな顧客のどのような課題か)
- ②解決策:〇〇〇・・・・(何を事業として提供することによって解決するのか)
- ③解決に当たって注目する技術シーズと理由: 〇〇〇・・・・(なぜこの技術が最適であるのか、理由も)
- ④自分が実現できる理由や強み:〇〇〇・・・・

# 3. 個人情報の取扱いに関する同意書

#### 国立研究開発法人科学技術振興機構 殿

#### 個人情報の取扱いに関する同意書

令和6年9月5日付で国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「JST」という)が公募した早暁プログラム(以下、「本公募プログラム」という。)に応募するにあたり、私がJST 宛に提出した個人情報(以下「個人情報」という)が、本公募プログラムの目的達成に必要とされる範囲内で、JST 内で利用され、かつ共有されること、及びそれに基づく手続きの一環で私宛にJST から個人情報に関する照会があり得ることに同意します。

以上

令和6年 月 日

住所

氏名

# 4. 安全保障輸出管理にかかる各種法令等の遵守・所属機関の同意書提出・採択者のホームページ公表に関する確認書、連絡先情報

以下3つの項目について確認いただき、チェックのうえ、申請時に提出してください。

#### 【1】安全保障輸出管理にかかる各種法令等の遵守

本公募プログラムにおいて事業化人材として採択された場合、活動において、外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出等」を行う場合には、同項に規定する「輸出者等遵守基準(※)」のほか、安全保障輸出管理に関する法令、指針、通達等を遵守いただきます。

□上記について確認しました。

#### (※)輸出者等遵守基準の概要 :

(詳細は、平成二十一年経済産業省令第六十号 輸出者等遵守基準を定める省令 を必ずご確認ください。)

- ・最新の法及び法に基づく命令その他関係法令の規定を遵守するために必要な情報を収集すること。
- ・取引によって提供し、又は輸出をしようとする特定重要貨物等の用途(当該取引の相手方が提供を受け、又は当該 特定重要貨物等の輸入者が輸入した当該特定重要貨物等を別の者に提供することをその用途とする場合には、当該 別の者の用途を含む。以下同じ。)及び需要者等(技術取引の相手方若しくは技術を利用する者若しくは貨物の輸入 者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。以下同じ。)の確認を行うこと。また、特定重要貨物等の用途及び技 術を利用する者又は貨物の需要者の確認の適正な実施に当たり必要となる情報を、技術を利用する者又は貨物の需 要者以外の者から入手する場合には、当該情報の信頼性を高めるための情報を入手し、用途及び技術を利用する者 又は貨物の需要者の確認を行うこと
- ・特定重要貨物等の輸出等を行おうとする際に、当該特定重要貨物等の輸出等の業務に関する文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記載され、又は記録された当該特定重要貨物等を特定する事項と輸出等を行おうとする当該特定重要貨物等が同一であることの確認を行うこと。
- ・特定重要貨物等の輸出等の業務に関する文書、図画若しくは電磁的記録を適切な期間保存するよう努めること。
- ・関係法令に違反したとき、又は違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずること。

#### 【2】所属機関の同意書提出について

本公募プログラムにおいて事業化人材として採択された場合、活動開始にあたり、所属機関の同意書(参考様式)を提出いただきます。

(どちらかにチェック)

□ 採択征	後、所属機関	目の同意書を提出	することた	バできます	
	友、 川周饿ぼ	別の回息音で挺山	りることん	ハヒロ	こより

□ 現時点では機関に所属していません。 →推薦状(様式不問)を申請時に	-こ掟山くにさい
-------------------------------------	----------

# 【3】採択後の氏名公表について

本公募プログラムにおいて事業化人材として採択された場合、採択課題名、採択者の氏名や自己紹介、活動概要を JST のホームページにて公表します。なお、採択者の希望があった場合は、所属機関名の公表も行う可能性があります。

□ ホームページ公表での氏名等の公表について差し支えありません。

# 【4】連絡先情報について

選考結果等を通知するための連絡先情報について、記載してください。

	住所:(〒 )
連絡先(所属機関)	電話番号:
	メールアドレス:
	住所:(〒 )
連絡先(自宅)	電話番号:
	メールアドレス:
選考結果の送付先	□連絡先(所属機関)
医与和未の区的元	□連絡先(自宅)

# 国立研究開発法人科学技術振興機構 殿

# 所属機関の同意書

当機関は、令和 6 年 9 月 5 日付で国立研究開発法人科学技術振興機構が公募した早暁プログラム (以下、「本公募プログラム」という。)の内容を理解しており、当機関に属する以下の者(以下「応募者」という)の応募書類の記載内容を確認し、この本公募プログラムに参加することに同意します。

以上

令和7年 月 日

#### 応募者氏名

# 責任者

所属機関:

部署 :

役職 :

氏名 :

# 【JST事務局及び問い合わせ先】

〒102 -0076

東京都千代田区五番町7 K's五番町

国立研究開発法人科学技術振興機構 スタートアップ・技術移転推進部スタートアップ第1グループ

Email: sogyo[at]jst.go.jp (注) [at]は@に置き換えてください。

Tel: 03-5214-7054

受付時間:10:00~12:00/13:00~17:00 (土日祝祭日を除く)

ホームページ: https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/sogyo/koubo2024.html

※緊急の場合を除き、お問い合わせは極力電子メールでお願いします。

※個別の提案に係る選定経過等に関しては、一切回答できません。

※本公募に関するQ&Aを後日、上記ホームページに掲載しますのでご覧ください。